

令和 7 年度

国東市地域包括支援センター運営協議会

令和 7 年 8 月 28 日（木） 18：00～20：00
国東市役所本庁 4 階 委員会室

— 次 第 —

1. 開 会

2. 議 事

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認）

- (1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について
- (2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託について

2 居宅介護支援事業者の指定に関する事項（報告）

3 地域包括支援センターの運営に関すること

- (1) 令和 6 年度事業報告並びに令和 7 年度事業計画について
- (2) 令和 6 年度決算報告並びに令和 7 年度予算について

4 その他

今後の国東市地域包括支援センターのあり方について

3. 閉 会

国東市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

区分	団 体 名	氏 名	備 考
保健福祉分野	老人クラブ連合会代表者	石川 祥一郎	会 長
	民生児童委員代表者	清原 正義	会 長
	女性団体連絡協議会代表	笹野 喜代子	地域婦人会代表者
医療保健分野	医師会代表者	帶刀 真也	会 長
	歯科医師会代表者	福永 功	会 長
	国東市民病院代表者	野邊 靖基	院 長
	東部保健所国東保健部代表者	秦 桂子	部 長

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項 (承認)

- (1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置について
- (2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント事業の委託について

2 居宅介護支援事業者の指定に関する事項 (報告)

1 地域包括支援センターの設置等に関する事項（承認）

(1) 地域包括支援センターの担当する圏域の設定と職員配置

- 国東市地域包括支援センター
担当圏域：国東、武蔵、安岐
- 国東市地域包括支援センター 国見支所
担当圏域：国見、国東

職員配置

(令和7年8月1日現在)

	国東市地域包括支援センター			国見支所	
	国東圏域	武蔵圏域	安岐圏域	国見圏域	国東圏域
	国東市役所			国見総合支所	
所 長	1				
保健師	2				
社会福祉士	1			1	
主任介護支援専門員	2				
事務職	1				
介護支援専門員等	11			2	
認知症地域支援推進員	1				
歯科衛生士	1				
栄養士	1				
その他（事務）	2				
計	23			3	

※介護支援専門員（ケアマネジャー）

(2) 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの委託について (サービス計画書作成の委託)

【主な業務委託の基準】

●指定介護予防支援業務について

(要支援1、2の認定をうけ予防給付を利用する人に対するケアマネジメント)

- ① 要介護の認定を受けていた人が認定更新により要支援となった場合
- ② 同一世帯に要介護の認定を受けている人がいる場合
- ③ 該当者が市外に居住し、市外の介護サービス事業所の利用を希望する場合

●介護予防ケアマネジメントについて

(要支援1、2の認定をうけ予防給付を利用しない者又は基本チェックリスト該当者に対するケアマネジメント)

- ① 上記と同様の基準

委 託 事 業 所 一 覧 表

令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日現在

	事 業 所 名	所 在 地	指定 介護 予防	介護予 防ケア マネジ メント
1	国東中央福祉センター居宅介護支援事業所	国東町北江 3245-4	○	○
2	JA おおいた国東福祉サービスセンター	国東町鶴川 56-1	○	○
3	はなみずきケアプランサービス	武蔵町古市 148	○	○
4	くにさきケアセンターなのはな	国東町浜崎 2757-5	○	○
5	指定居宅介護支援事業所鈴鳴荘	安岐町下山口 58	○	○
6	指定居宅介護支援事業所ウェルハウスしらさぎ	安岐町瀬戸田 1035-9	○	○
7	きつきケアプランステーション	杵築市守江字王子 1864	○	○
8	介護支援サービスセンターすずらん	速見郡日出町 3904-6	○	—
9	日出町社会福祉協議会 (R6.12月まで)	速見郡日出町 2277-1	○	—
10	介護保険サービスセンター一燈園	別府市石垣東 3 丁目 726 番地	○	○
11	はるかぜ介護保険サービスセンター (R6.10月まで)	国見町大熊毛字花開 182 番地	○	○
12	泰生の里 介護保険プランニングセンター別府 (R7.5月から)	別府市大字鶴見字中山田 1068 番地 1	○	—

2 居宅介護支援事業所の指定に関する事項 (報告)

令和 6 年 4 月から居宅介護支援事業者も市からの指定を受けて、介護予防支援を実施できるようになり、はるかぜ介護保険サービスセンターが令和 6 年 11 月から市の指定を受けました。

3 地域包括支援センターの運営に関すること

- (1) 令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画について
- (2) 令和6年度決算報告並びに令和7年度予算について

(1) 令和6年度事業報告並びに令和7年度事業計画について

ア 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について

【事業の内容】

事業対象者及び要支援1、2の認定を受け、サービスを必要とする対象者に、状態の改善や要介護状態にならないための支援計画を作成しています。

介護認定において要支援判定の者及び基本チェックリスト該当者（介護保険申請していない）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行うものです。

※要支援の人に対するプランを予防プラン、基本チェックリスト該当者に対するプランを総合プランとします。

令和6年度の実績

○ 事業の進捗状況

・要支援認定者数（単位 実人数）

（参考）

区分	R6年度	R5年度
要支援1	272	266
要支援2	283	317
合計	555	583
認定者に占める 要支援者の割合	30,6%	31,9%
全認定者数	1,814	1,829

R4年度	R3年度
259	307
302	277
561	584
29,9%	29,8%
1,876	1,957

R6年度の要支援認定者は555人で、R5年度と比較すると28人減少しています。認定者に占める要支援者の割合は、30%前後を推移しています。

・予防プラン実績（単位 延べ件数）

（参考）

区分	R6年度	R5年度
包括支援センター分	3,276	3,310
委託分	566	456
合計	3,842	3,766

R4年度	R3年度
3,460	3,331
400	462
3,850	3,793

要支援者に対する予防プランは、委託分と全体では増加傾向で、包括支援センター分は減少傾向となっています。

・総合プラン実績（単位 延べ件数）

（参考）

区分	R6年度	R5年度
包括支援センター分	817	870
委託分	76	88
合計	893	958

R4年度	R3年度
918	1018
92	130
1,010	1,148

基本チェックリスト該当者に対する総合プランは、減少傾向です。

・予防プラン及び総合プランの委託事業所数

(参考)

区分	R6年度	R5年度
市内事業所	7	8
市外事業所	5	8
合計	12	16

R4年度	R3年度
8	9
9	7
17	16

予防プランや総合プラン作成の委託を受ける市内事業所は横ばいの状況です。市外事業所は減少傾向です。

指定事業所については、市内 1 カ所（はるかぜ介護保険サービスセンター）です。

○ 課題と成果

- 令和 6 年度当初は、予防プランや総合プラン作成を 12 名の介護支援専門員等で対応を開始しましたが、プラン作成する人材不足に伴い年度途中で 2 名の介護支援専門員を新規採用（7 月と 10 月採用）し、14 名体制で対応しました。
※令和 5 年度は年度当初 12 名、年度途中で 13 名となり対応しました。
- 自立に向けたケアプラン作成を目指し、自立支援型マネジメント・自立支援サービスの提供に努めています。
- 近年では、独居や身寄りがいない・身寄りがいても支援が難しいなど、家族背景が複雑である場合が多く、プラン作成だけではない支援を介護支援専門員が対応しなければならない場合が多い状況です。

○ 今後の方向性

- 高齢者人口は、令和 6 年は 11,000 人で、令和 22 年は 8,946 人と今後減少していく推計となっています。認定者に占める要支援 1・2 の方の割合は 30%前後で推移しているものの、微増の傾向にあります。今後もフレイル予防を強化し実施する必要があります。
- 事業対象者及び要支援者への効果的なケアマネジメントを支援するため、リハビリ専門職等に同行訪問を協力依頼し、アセスメント支援を行います。
- 介護支援専門員の負担軽減を図るため、令和 7 年度から ICT の活用を進めます。
- 担当介護支援専門員だけが考えるのではなく、家族や地域の課題をエリアの介護支援専門員で共有し課題解決についてチームで対応する必要があります。

○ 令和 7 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- 予防プランや総合プラン作成にあたり、アセスメントの平準化と介護支援専門員の負担軽減を図るために ICT 活用を進めます。
- 介護保険の認定を受ける前の人に対して、基本チェックリスト該当者に対する総合プランや短期集中予防サービス（貯筋型通所サービス C 型）の対象者の掘り起こしや支援を関係機関と協力して行います。
- 包括内でのエリア会議で、まずは介護支援専門員間の課題を共有する習慣づけを行い、今後地域課題の共有や課題解決に向けて対応します。

イ 総合相談支援業務について

【事業の内容】

複雑化、多様化する課題に対応するため、関係課が横断的に情報共有・支援方針の適時適切な対応ができるよう連携を強化します。分野を超えた包括的な相談支援体制の構築について、関係課、関係機関と検討します。

各制度における既存の事業（生活困窮・家計改善支援等）を活用するために、関係機関と一体的に支援を行えるように連携をしていきます。

地域包括支援センターの認知度を上げるため、市ホームページを利用する等普及啓発していきます。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・ 重層的支援体制整備事業を主管する福祉課と情報共有及び機能体制・構築を目標に令和 5 年度及び 6 年度を移行準備期間とし、令和 7 年度からの本格事業を目指しました。
- ・ 地域包括支援センターの取り組みや新規事業等の情報発信を定期的にホームページ等に掲載しました。

○ 課題と成果

圏域別の相談受理件数（令和 6 年度）

相談内容	R6 年度					
	安岐	武蔵	国東	国見	その他	合計
サービスの利用に関する相談	52	13	60	61	2	188
介護・日常生活に関する相談	45	19	33	57	3	157
認知に関する相談	39	18	43	30	4	134
医療に関する相談	2	0	8	5	0	15
虐待に関する相談	5	2	2	5	1	15
所得・家族に関する相談	6	0	2	1	0	9
苦情に関する相談	1	1	5	2	0	9
成年後見に関する相談	1	0	1	0	0	2
その他	17	4	35	31	0	87
計	168	57	189	192	10	616

相談内容は、多い順に「サービスの利用に関する相談」「介護・日常生活に関する相談」「認知に関する相談」となっています。「その他」の相談としては、移動手段の相談や消費生活相談、人間関係に関する相談など、相談内容は多岐にわたってきており、地域包括支援センターだけでは解決しない相談内容も増えてきています。

令和6年度相談に対する訪問のべ件数 ＜国東（国東・武蔵・安岐）・国見地区＞

	R6 年度		
国東	483	安岐圏域	212
		武蔵圏域	74
		国東圏域	197
国見	173		
計	656		

＜参考＞各圏域の高齢化率（65歳以上の高齢者人口 11,042 人）（令和 7 年 3 月末）

○国見 58.48% (1,948 人) ○国東 47.19% (4,277 人)

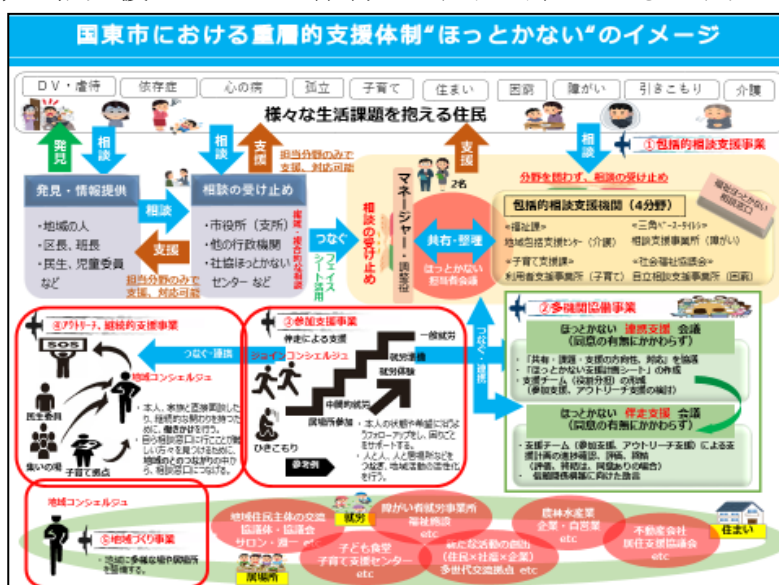
○武蔵 38.61% (1,800 人) ○安岐 38.64% (3,017 人)

○ 今後の方向性

- どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、1 か所で相談からサービス調整に至る機能を発揮する、ワンストップサービスの拠点として機能するよう対応する必要があります。
- 複雑化・多様化する課題に対応するため、福祉課と協働で関係課や関係機関等が横断的に情報共有・支援方針の適時適切な対応ができ、分野を超えた包括的な相談支援体制の構築を目指す重層的支援体制整備事業（ほっとかない）を進める必要があります。

○ 令和7年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・総合相談支援業務の取り組みについて、福祉課と協働し関係機関、県、関係課とともに、重層的支援体制整備事業を進めていきます。
- ・対象者の問題や課題を、地域（エリア）の課題として捉え、地域とともに課題解決に向けて取り組めるように、地域包括支援センターの体制を地区担当者とともに研究していきます。



ウー(ア) 権利擁護業務（成年後見制度の利用促進）について

【事業の内容】

認知症等で物事を判断する能力が十分でない高齢者に対して、本人を法的に守り支援する「成年後見制度」について、「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき利用促進を推進するために、国東市社会福祉協議会に中核機関を委託し「国東市成年後見センター」で、周知啓発、相談・利用支援、市民後見人の養成などの、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた取り組みを進めます。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・ 国東市成年後見センター受任調整委員会にて、市長申立て案件 3 件の協議。その内の 2 件、市長申立て実施。(1 件は本人申立てに変更し、申立て支援)
- ・ 国東市内金融機関・包括・社協連携会議の開催 参加者 43 名
- ・ 市民後見人養成講座（計 8 日間）受講生 7 名（国見 2 名・国東 1 名・武蔵 4 名）
- ・ 市民後見人養成講座修了者フォローアップ講座 受講者 7 名
- ・ 啓発セミナー「成年後見制度と相続」（靱倉了胤弁護士）参加者 36 名

○ 課題と成果

- ・ 「国東市成年後見センター」に周知啓発・相談支援等を委託して、2 か月に 1 回の出前相談会なども開催しているため、少しずつではあるが制度の利用促進に繋がっています。
- ・ 市民後見人養成講座修了者が累計 31 名ですが、実際に後見支援員として活動している人は 4 名です。
- ・ 金融機関との連携会議で、気になる人がいても個人情報取り扱いの関係で、どこまで市等へ情報提供していいかが難しいとの意見が多く、継続した開催の依頼がありました。

○ 今後の方向性

- ・ 高齢者等に本人の有する権利を理解してもらうとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けて対応を行います。
- ・ 物事を判断する能力が十分でない高齢者等を、関係機関とともに権利侵害の予防・早期発見のために体制整備を行います。
- ・ 制度の利用が必要な人の早期発見・早期介入ができるような取り組みの継続を行います。

○ 令和 7 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・ 市民後見人養成講座修了者のフォローアップ研修の充実を図り、修了者の活動の場が広がるような継続的な支援を、国東市成年後見センターと共に検討します。
- ・ 制度の利用が必要な人の早期発見・早期介入ができるよう、金融機関等との協力がスムーズに得られるような取り組みを、国東市成年後見センターと一緒に進めます。
- ・ 金融機関職員と連携会議を開催した結果、参加者より来年も同様の取り組みを希望されたため、更なるネットワークづくりと個人情報の提供について整理等が必要です。

ウー(イ) 権利擁護業務（高齢者虐待）について

【事業の内容】

高齢者が、住み慣れた地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・令和 6 年度高齢者虐待通報受理件数は、疑いも含めて 15 件です。
- ・相談・通報者は、警察署が最も多く、次いで被虐待者本人、家族・親族、虐待者自身、行政職員、医療従事者、地域住民、介護支援専門員となっています。
- ・虐待と認定した件数は 15 件中 14 件。1 件は虐待とは認められませんでした。訪問実施 2 件、うち分離したのは 1 件です。
- ・権利擁護研修会を令和 7 年 2 月 21 日に開催。「虐待の対応について」をテーマに、グループワークを開催し、75 名の参加者がありました。
- ・国東市権利擁護（高齢者虐待等）対応専門相談事業委託契約書に基づく、高齢者虐待対応チームの派遣実績はありませんでした。

○ 課題と成果

- ・虐待件数はわずかに増加しており、特に警察が先に介入した後の報告が多く、軽微な身体的虐待がほとんどで、「家族だから許される」「夫婦だから許される」という誤った認識で行為が行われています。
- ・権利擁護研修会は、他の事業所の研修の取り組みや今後の事業所内での研修の持ち方などの情報交換ができ、参加者の 95%から「参考になった」と評価を受けました。
- ・市民を対象とした高齢者虐待防止法の啓発（早期発見・早期対応のための啓発）が、十分にできていませんでした。

○ 今後の方向性

- ・高齢者自身が本人に有する権利を理解するとともに、権利侵害の予防・発見、権利保障に向けた取り組みを行う必要があります。
- ・市内各事業所職員を対象とした研修会を実施し、高齢者の権利について正しく理解するとともに、早期発見の際の対応について再度確認する必要があります。

○ 令和 7 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・市報を利用して、高齢者の権利擁護についての啓発を行います。
- ・令和 6 年度の研修アンケートを元に、より多くの事業所職員が参加しやすいように配慮し、今年度の権利擁護研修会を計画します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(ア) 介護予防支援従事者及び居宅介護支援従事者研修会

【事業の内容】

高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減・悪化を防止し、住み慣れた地域で、その人らしく尊厳が保持され、自立した生活ができるだけ長く送れるよう、自立支援に向けたケアマネジメントを行う介護支援専門員のスキル向上に向け、研修会等の充実に図る取り組みを行います。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

- ・市内の介護支援専門員からの相談対応や、地域ごとに定例でケアマネジャーネットワーク会議を開催し、情報の共有や学習会等を行うことで介護支援専門員の質の向上やネットワークづくりの推進を図りました。また、台風 10 号による被害もあり、社協より災害の実際や備え等についての情報提供や、災害時の対応や支援について意見交換を行いました。

ケアマネジャーネットワーク会議

国見地域 6 回、国東地域 6 回、武蔵・安岐地域 6 回

介護支援専門員からの相談件数：20 件

- ・居宅介護支援従事者研修会の開催（参加者 40 名）

＜目的＞

認知症の方へのアセスメントの仕方や具体的な目標の設定、本人の意思を尊重しながら自立（自律）支援をどのように導いていくか等の学びを深めることとします。

＜対象者＞

指定居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センターにおいてサービス計画作成業務に従事する者

＜日時及び場所＞

令和 6 年 11 月 14 日(木) 13:30～16:30 国東市役所 2 階 201～203 会議室

＜内容及び講師＞

内容：「認知症のある方のニーズを引き出す視点を考えよう」

～認知症になってもその人らしく地域で暮らせるために～

講師：特別養護老人ホーム花月園 看護師 宮崎 和美 氏

（看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員）

由布市地域包括支援センター センター長 高田 文子 氏

（保健師・主任介護支援専門員）



○ 課題と成果

- ・高齢化が進み認知症高齢者が増えていくなか、認知症についての知識を深め、その人の真のニーズが引き出せるよう、事例を通してグループワークを行い、認知症のある人の自立（自律）支援への学びを深めることができました。
- ・高齢化が進み、認知症の方や医療ニーズの高い人、身近に支援者のない（身寄りのない）人等、多種多様な課題を持った高齢者が増えており、その人らしい生活が送れるよう、自立支援に向けたケアマネジメントを行うためには、必要な知識や情報等を継続して学び、支援者の質の向上を図っていく必要があります。

○ 今後の方向性

- ・疾病や加齢等により、医療と介護の両方のニーズのある在宅で生活する高齢者が増えていくことが予測されるため、介護支援専門員の医療知識の向上や医療職との連携、自立支援や重症化予防等の視点をおいた多職種連携等の充実が図れるよう取り組みの検討が必要です。
- ・認知症や身寄りのない高齢者、医療ニーズが高い人など多種多様な課題を抱えた高齢者へ、その人らしい生活が送れるよう支援を行っていくためにも、より質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供できる体制づくりの推進を図っていきます。
- ・時代に応じた介護支援専門員の研修に求めるニーズの把握が必要です

○ 令和7年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・各地域で開催しているケアマネジャーネットワーク会議や国東姫島介護支援専門員協議会と連携し、介護支援専門員が研修に求めるニーズ把握を行います。
- ・ケアマネジメントの質の向上や介護支援専門員のスキル向上に向けた居宅介護支援従事者研修会を企画開催します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (イ) 地域ケア会議

【事業の内容】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう支援することを目的に、専門多職種と介護支援専門員、サービス提供事業者等の参加者が協働で個別ケースを検討し、会議参加者の支援スキル向上や地域ケア会議において、明らかになった地域課題を市の施策へとつなげます。

令和 6 年度の実績

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士など

市(保険者)、地域包括支援センター

○ 事業の進捗状況

月 2 回木曜日に開催 (13:30～15:20)

〈開催回数及び検討件数〉



実績	R4 年度	R5 年度	R6 年度
開催回数	21 回	15 回	14 回
検討件数	52 件	32 件	28 件

地域ケア会議で検討されたケアプランについては、ケアプラン最終月にアドバイザーからの助言に基づいた自立支援に向けたプランが実践できているか、個別ケア評価会議で検証しています。

○ 課題と成果

個別ケースの自立に向けた支援について検討することで、支援者のスキルアップはもちろん、利用者や家族に対する自立に向けた支援内容の理解と合意形成を図り、機能向上の意識を高めることができました。しかし、介護支援専門員をはじめとする支援者側が業務多忙により会議に参加できないことから、事例検討件数が減少しています。背景には、これまでの会議で明らかになった地域課題に対して具体的な解決策を見いだせていないこともあると考えられます。

○ 今後の方向性

地域ケア会議の目的を改めて周知するとともに、資料作成や会場までの移動に関する支援者側の負担軽減を図ることで会議参加を促進し、自立支援に関するスキルアップを目指します。また、地域課題に関して福祉課や社会福祉協議会等の関係機関との協議を通じて解決に向けた具体策を立案し、関係機関に向けた情報提供を行います。

○ 令和 7 年度の取り組み内容 (課題解決と改善方法等)

- ・支援者の中核を担う介護支援専門員が地域ケア会議に求めることを調査し、地域ケア会議への提出事例の対象者や目的等を改めて検討します。検討後、地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所へ情報共有し、地域ケア会議の活用促進を行います。
- ・エリアケア会議を通じて地域課題について、圏域毎の支援状況及び地域資源の掘り起こしを行います。
- ・地域ケア推進会議を通じて、地域ケア会議で抽出された地域課題を関係者間で協議、検討を行い、実現可能な解決案の立案を目指します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
(ウ) くにさき地域包括ケア推進会議 (ホットネット)

【事業の内容】

「くにさき地域包括ケア推進会議 (ホットネット)」は、国東市、姫島村における保健医療福祉介護活動の重要性を認識し、それぞれの分野における活動上の問題を調査研究するとともに会員相互の親睦と資質の向上を図り、もって東国東地域住民が安心して生活できるような社会の発展に寄与することを目的として活動をしています。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

ホットネット会員※数【令和 7 年 3 月現在：51 名（昨年度より 4 名会員増）】

※ 市内の医療・福祉・介護等に従事する者及び、会の趣旨に賛同する者

【令和 6 年度くにさき地域包括ケア推進会議 (ホットネット) 活動報告】

開催日	出席者数 (見学者含む)	活 動 内 容
5 月 21 日 (火)	33 名	【事業紹介】 「やっちみようえ!!くにさき脳トレ塾」の紹介 説明者:国東市民病院 大野 PT、笠置 OT 地域包括支援センター 荒金保健師
6 月 8 日 (火)	29 名	【グループワーク】 ホットネット雑談会 「どげなことしよの、こまっちゃんやけど、こげなんがあればいいのに」 ・「こんなことが知りたい」「困っていること」「こんな支援があればいいのに」等のお題を元に雑談(フリートーク)を計画し、今後のホットネットのテーマや研修、連携ツールの開発等を企画する。
7 月 12 日 (金)	98 名	【講 話】 テーマ:実践されていますか?アドバンス・ケア・プランニング ～医療従事者として、国民の一人として～ 講師:医療法人 二豊会 国見病院 鹿田院長
9 月 17 日 (火)	32 名	【グループワーク】 ホットネット雑談会 「どげなことしよの、こまっちゃんやけど、こげなんがあればいいのに」 ・6月の雑談会の意見を参考に、実現可能な取り組みや、研修内容を決めて具体案や優先順番等を検討する。

開催日	出席者数 (見学者含む)	活 動 内 容
10 月 15 日 (火)	36 名	【事業紹介】 介護付き(住宅型)有料老人ホームホサナテラスについて 説明者:ホサナテラス 種崎施設長 マイナンバーカードについて 説明者:市民健康課戸籍住民係 中本リーダー
11 月 19 日 (火)	29 名	【事業紹介】 重層的支援体制整備事業について 説明者:福祉課 大海課長補佐、 社会福祉協議会 堀主事 ・国東市内地域協議会等一覧及び「オレンジランプ」上映会の紹介
1 月 21 日 (火)	28 名	【事業紹介】 高齢者福祉事業の紹介 あんしん BOX について 説明者:社会福祉協議会 吉田主事 安心ボタンについて 説明者:福祉課 田尾リーダー 緊急通報システムについて 説明者:福祉課 小野副主幹
3 月 18 日 (火)	118 名	【講 話】 市民幸福度の高いまちを目指して ～ウェルビーイング(Well-being)の維持～ 講師:小川副市長

●令和6年度活動結果

- ・認知症予防事業について
- ・包括的総合相談窓口について
- ・グループワーク(2)
- ・医療、福祉、介護サービス事業所の紹介
- ・高齢者福祉サービスについて
- ・講話(2)

○ 課題と成果

【課題】

くにさき地域包括ケア推進会議の趣旨に賛同する会員数は増加していますが、定期開催時の出席数は6割程度となっています。また、専門職が1人も参加していない医療・福祉・介護関連の事業所もあります。本会の目的や趣旨に賛同していただき、気軽に参加できる取り組みや、周知啓発の必要があります。

【成果】

医療・介護・福祉・行政等が切れ目なくタイムリーに効率的に連携を図るために、各事

業所間で必要な情報を共有するために「くにさき地域包括ケア多職種連携マニュアル」を作成し、ルールやツールを活用してきました。このマニュアルがより良い支援につながっているのかを検証するために、多職種で事例検討を重ねてきました。

地域住民が疾病などで医療機関へ入院しても、在宅生活等を見据えて入院中に課題を明確化し退院後の目標を共有して、再び住み慣れた地域で住民の皆様が安心して生活を送ることができるシステムの構築を目指しています。

市内外の関係者間の連携に向けた「医療・介護・福祉関係事業所一覧」を適宜更新し、ホームページ等で公開し、地域の医療・介護の資源を随時把握し、更新しました。

一覧表を活用することで、窓口やサービス内容の最新情報を知ることができ、医療・介護関係者の連携強化につながっています。



○ 今後の方向性

- ① 各分野での包括的ケア活動に関する情報交換及び相互支援
- ② 活動を推進するための調査研究
- ③ 保健医療福祉介護活動に関する企画研究会、講演会の計画・実施
- ④ 多職種関係機関との連絡調整
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

○ 令和7年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・入退院支援強化に向けて「くにさき地域包括ケア多職種マニュアル」の再確認、見直しを目的に検討会やグループワークを開催
- ・事業紹介（地域自主防災と多機関との連携、地域支援事業の取り組み）
- ・会員相互の連携や親睦を深めるための意見交換や情報共有の場づくり

オ 認知症総合支援事業について

【事業の内容】

高齢者人口に占める認知症有病者数が増加する事が推計されているなか、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発や認知症を早期に発見し、状況に応じた適切な対応が行える体制づくりに取り組みます。

また、地域で見守り・支い合える地域づくりを進めます。

① 認知症初期集中支援チーム事業

専門職が認知症を疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、その初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームを設置します。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

- ・支援機関（医療機関やサービス事業所、地域等）との連携、認知症の人やその家族等への相談支援、認知症カフェ等の企画などを行う認知症地域支援推進員を配置。
- ・認知症の人や家族（介護者）等への支援として、「家族のつどい・家族支援プログラム」の開催や、認知症の人や家族が出会い・つながる場としての「オレンジカフェ」を開催します。
- ・認知症に関する理解を深め、認知症の人を支える地域づくりを進めるため、「認知症サポーター養成講座」の開催と認知症に関する普及啓発活動を実施します。
- ・認知症になっても地域で安心して暮らし続けられるよう、カフェなどでのボランティアや地域での声かけや見守り活動などを行う「チームオレンジ」を育成します。

③ 認知症見守り支援事業

- ・認知症の人や見守りが必要な高齢者等を日常生活の中で見守る体制づくり、また認知症高齢者等が行方不明となった場合の早期発見・保護を目的とした見守り・あんしんネットワークを構築します。
- ・認知症等で行方不明になった場合にその現在位置を早期に把握して提供し、早期発見と事故の防止を図り、本人及びその家族等が安心して生活できる環境の整備として「行方不明高齢者等位置情報提供事業」を実施します。
- ・認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者等、外出時に困っている高齢者等の発見時に迅速な身元確認及び安全確保を図るため、「見守りキーホルダー事業」を実施します。

④ 認知症予防への取り組み

認知症を含めた介護予防を意識していくため、認知症予防意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につなげるための取り組みを行います。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

① 認知症初期集中支援チーム事業

- 認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに 1 チーム設置
専門医を含めたチーム員会議を 6 回開催
訪問支援対象者 6 名に対し、のべ 26 回の訪問支援を実施しました。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

- 認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに 1 名配置
相談対応：56 件（うち新規 38 件）
訪問支援：のべ 133 回
- 家族支援として「家族のつどい」「家族支援プログラムの開催」
家族のつどい：年 6 回開催 のべ 42 名参加
家族支援プログラム：年 6 回開催（※2 月が雪の為中止）
のべ 31 名参加

※11 月 5 日公開講座

「 初心者介護の悪戦・苦闘 12 年間の物語」
参加者：48 名

● オレンジカフェの開催

- ・ 国見会場（みんなんかん）：のべ 174 名参加
 - ・ 国東会場（鶴川商店街周辺観光・
交流拠点施設 きとわ）：のべ 118 名参加
 - ・ 武蔵会場（国東市隣保館）：のべ 106 名参加
- どの会場も月 1 回 12 回開催しています。



※国見については 10 月より伊美の支え合い活動と協働で実施し、参加者数も増加しています。

また、武蔵会場では 11 月に生活衛生協働組合が行っている講師派遣を活用し、クリーニング組合の方の講話を実施しています。

その他にも、社会福祉協議会の成年後見制度の講話や図書館の出前講座なども活用し、関係機関と連携した取り組みを進めています。

● 普及啓発活動の実施

- ・ 認知症サポーター養成講座の実施：受講者数 227 名（11 回開催）
- ・ 9 月の認知症月間に合わせた普及啓発活動
市内 4 か所の図書館に認知症関連の図書コーナーを設置、市役所 1 階ホールに認知症関係の展示コーナーの設置。また、国東市民病院・アタックス国東店でのリーフレット等の配布をしました。
- ・ 認知症普及啓発上映会（オレンジ・ランプ）の開催
市内でも高齢化率が最も高い国見地域での開催
日時：令和 6 年 11 月 30 日（土）13:30～16:00
場所：みんなんかん
参加者数：110 名



※オレンジ・ランプの上映と、認知症本人の思いの発信（おおいた希望大使の方より）また、国見町で実証運行を行っている「チョイソコくにさき」とも共同で開催しました。

- ・令和4年度～令和5年度にステップ・アップ講座を行い、「チームオレンジ」を設置しています。

③ 認知症見守り支援事業

- 見守り・あんしんネットワーク事業の実施

- ・事前登録者数 59名（新規登録者数 24名）

※認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期発見できるよう、市の危機管理室や警察・消防と年度初めに対応の流れを確認しました。

※行方不明時には早期発見・早期保護につながるよう、市内協力機関（警察、消防、バス会社、タクシー会社、コンビニ、郵便局、ガソリンスタンド、農協、社協等60事業所）と連携しています。

- 行方不明高齢者等位置情報提供事業

- ・令和6年度新規利用者 0名

- 認知症高齢者等見守りキーホルダー事業

- ・令和6年度配布者数 24名



④ 認知症予防への取り組み

市民への認知症予防への意識向上を促し、身体機能及び認知機能低下の予防につながるため、令和5年度に認知症予防体操と講座編を併せたDVD「やっちみようえ！くにさき脳トレ塾」を作成しました。週一やサロンなどの団体へ配布し、週一元気アップ教室を中心に認知症予防に関する知識も併せて、普及啓発活動を実施しました。

配布実績：97枚

※DVDに関しては市報や大分合同新聞での周知も行い、市のホームページやYouTubeでの配信も行っています。

○ 課題と成果

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるよう、各種事業を実施しています。高齢者人口に占める認知症有病者数が増加することが推計されているなか、地域で見守り・支い合える地域づくりを進めるためにも引き続き各種事業を実施していくことが必要です。また、地域での見守りや声かけが行えるチームオレンジの育成を行っていく必要があります。

○ 今後の方向性

今後も各種事業を実施し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるための社会参加や、地域の人々と支え合いながら共生できる地域を目指し、認知症に関する普及啓発、相談体制整備、社会参加支援や介護者支援・認知症予防の取り組みの充実を図る必要があります。

● 令和7年度の取り組み内容（課題解決と改善方法など）

- ・認知症の早期診断、早期対応に向けた支援、関係機関との連携体制の強化を行います。
 - ①認知症の人を適時適切な医療・介護につなげる支援体制の構築
 - ②「国東市オレンジ連携シート」の利用促進
- ・認知症の人やその家族（介護者）の視点を重視した支援が必要であり、認知症の人の交流や社会参加の場として認知症カフェの充実を図ります。また、認知症本人や家族の思いを少しでも発信できるよう支援を行います。
 - ①家族支援プログラム及び家族のつどいの開催
 - ②認知症カフェの開催
- ・認知症の人やその家族が地域の人と支え合いながら共生できる地域づくりのため、引き続き認知症についての正しい知識の普及と、理解を深めていくための普及啓発を行います。
 - ①認知症高齢者等見守り・あんしんネットワーク事業
 - ②見守りキーホルダー事業
 - ③認知症への理解を深めるための普及啓発の促進



- ・認知症を含めた介護予防を意識していくことが必要であり、そのためにも認知症予防に関する運動習慣、適切な栄養、社会参加、フレイル予防の取り組みや生活習慣病予防の取り組みと連携していきます。
 - ①認知症予防の取り組み
 - ②難聴がある人は早期に補聴器を使用し、認知症の発症を予防する取り組み

※難聴は様々な障害を生活に及ぼし、認知症発症理由の第1位です。

カー(ア)

介護予防・日常生活支援総合事業（通所サービス C：貯筋で幸せ向上サービス）

【事業の内容】

「貯筋で幸せ向上サービス（以下、貯筋型サービスという）」は、生活機能の低下若しくは低下し始めた利用者に対して、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、運動機能及び栄養・口腔機能の改善に向けたサービスを提供し、利用者の心身機能における維持回復や、生活機能の向上を目指す通所型短期集中予防サービスです。サービス終了後の活動量が低下しないように自宅や地域での役割の獲得（社会参加）に向けた行動変容についても促していきます。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

貯筋型サービス利用実績

- ・ R3 年度：17 件
- ・ R4 年度：26 件
- ・ R5 年度：28 件
- ・ R6 年度：30 件
- ・ R7 年度：25 件（4 月～6 月実績分）

市内、3 か所の通所事業所（健康堂：国東町・むさし苑：武蔵町・しらさぎ：安岐町）に委託しています。

○ 課題と成果

【課題】

- ・ 国見圏域に貯筋型サービスの委託を受ける事業所がない状況です。
- ・ 利用希望者は増加しているが、介護支援専門員の負担が多くケアプラン作成が遅れています。その為、早期に利用者を貯筋型サービスへつなぐことができていません。
- ・ 認知機能の低下や、疾患により目標改善が見込めないケースや、貯筋型サービスにつなげないケースが生じています。
- ・ サービス終了後、活動量の維持と「活動」と「参加」への働きかけができる受け皿が少ない状況です。

【成果】

目標改善率は 9 割。介護認定者（要支援 1、2）等の卒業者が増えることで、自立に向けた支援ができています。

主に卒業者の受け皿として一般介護予防教室へ参加し、セルフケアの継続に取り組んでいます。

○ 今後の方向性

- ・ 医療機関との情報連携を行い、退院後に維持・改善が必要な人を、貯筋型サービスへつなげられるよう連携を深めます。
- ・ 成功事例の可視化や住民に対してフレイル予防の意識を高めて行く必要があります。
- ・ 早期に貯筋型サービスができるように、ICT 等を活用し介護支援専門員の負担軽減を行います。

フレイル改善に
通じた通所サービス
です

貯筋で幸せ向上サービス

週1〜2回2時間程度、3か月間 挑戦しませんか

せなして歩きたい！
周りにできるよになりたい！
もう一度旅行に行きたい！
雑仕事をしたい！
孫と散歩をしたい！

日常生活の中で、ちょっと難しくなったこと、出来なくなったことはありませんか。
「貯筋で幸せ向上サービス」は、もう一度やってみよう、できるようになりたいことなどを一緒に探して、挑戦する機会を提供するサービスです。
リハビリテーションの専門職と介護支援専門員が、ご本人とご家族にお話を伺い、挑戦したい生活目標を一緒に考えます。
サービスを提供する事業所の職員は、介護支援専門員と協力しながら、生活目標の達成を目指し、通っての運動や食生活への支援を行います。
生活目標を達成するため、自宅にお住まい、運動や動作、生活環境のアドバイスを行い、生活行為が維持できる方法をお伝えします。

フレイルチェックシートで運動量または、口腔・栄養等にチェックがついた方はご相談ください。

利用は無料です

利用対象者

- 要支援の方、事業対象者の方で、サービスを利用することで改善の見込める方
- サービスの目的・内容を理解し、自ら利用を希望する方

「サービス利用者の声」

- ・足がむくんで思うように動けなく、どうなるかと思ったが、今は家の中で何も持たずに歩けるようになった。
- ・グラウンドゴルフ仲間から、「歩き方が良くなったな」「ボールの元まで自然に小走りで走ってるで」と言われた。
- ・家の中の動きを細かくみてくれた。リハビリの動きで気が付かない課題がわかり一緒に改善に向けて取り組むことができた（家族より）

国東市福祉課 0978-72-5164

スケジュールの目安 (1回2時間程度のサービス内容)

項目	内容	目的	時間配分
健康チェック	・到着後にチェック(個人面談も考慮)	・体調、リスクの確認	・15分程度
ウォーミングアップ	・ストレッチ ・バランス、機能的運動	・柔軟性の改善 ・平衡性の改善	・20分程度
主運動 (休息・個人面談含)	・筋力向上運動 (時期によって有効な運動を選択) ・個人面談(休憩時間等を活用)	・生活機能に必要な筋力、筋持久力の向上 ・運動習慣の定着 ・水分補給等	・60分程度 (休息10分)
クーリングダウン	・ストレッチ、リラクゼーション	・疲労回復	・15分程度
学習時間	・次回までのセルフトレーニングの確認	運動習慣定着	・10分程度

市内の各圏域で実施している事業所

事業所名	実施圏域	実施日時
健康堂デイサービスセンター	国東・国見	毎週火曜・木曜 14:00~16:00
生活機能向上特化型 デイサービスむさし苑	安岐・武蔵	毎週火曜・金曜 9:30~11:30
ウェルハウスしらさぎ	安岐	毎週土曜 14:00~16:00

※フレイルチェックシートより

- **身体的フレイル**: 運動項目3つ以上
栄養項目2つ以上、口腔項目2つ以上
- **精神的フレイル**: うつ項目2つ
- **社会的フレイル**: 閉じこもり1つ

いずれかの項目にチェックがついた方で、当サービスに関心のある方は福祉課までご連絡ください。

国東市福祉課 0978-72-5164

○ 令和7年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

- ・医療機関の連携室や医療職員へ貯筋型サービスの取り組みや効果を説明し、退院前の患者へ周知を行います。
- ・ICT ケアマネジメントツールを導入し、ケアプラン作成の時間短縮を行います。
- ・iPad を活用し、貯筋型サービスの利用風景や訓練内容等の動画を作成し、サロンや出前講座にて視聴してもらい、新規利用者へ可視化をすることで周知啓発を図ります。
- ・国見圏域の高齢者が貯筋型サービスを利用できるように、事業所の専門職が地区公民館や地域の拠点等へ赴く「出張訪問型」の貯筋型サービスの取り組みを計画します。



貯筋型サービスの利用状況を動画で撮影



ICTソフト「ハレクル With」
R7 年度に導入開始



(6) その他 関係課との連携業務について

【事業の内容】

○ 健口・栄養ステーション事業

咀嚼機能の維持向上及び生活習慣病重症化予防、低栄養予防等栄養改善の取り組みとして栄養士・歯科衛生士等の専門職による訪問指導を実施します。

また、フレイル予防、介護予防のため栄養士・歯科衛生士等と連携しニーズに応じた出前講座を実施します。

令和 6 年度の実績

○ 事業の進捗状況

・ 訪問指導の実施状況

栄養指導：のべ 437 件

口腔指導：のべ 128 件

・ 集団指導

栄養：6 回実施（参加者のべ 100 名）

口腔：5 回実施（参加者のべ 92 名）



○ 課題と成果

高齢者が要介護状態になることの予防、介護の重症化を防止するため、個別の健康課題（栄養、口腔）に応じた訪問指導が実施できています。また、地域のニーズに応じた出前講座の開催も行うことができています。今後も介護支援専門員や地区担当が連携して、栄養士・歯科衛生士等の専門職の介入を促進する取り組みが必要です

○ 今後の方向性

市としても、『高血糖』『口腔フレイル』が健康課題となっており、栄養士・歯科衛生士といった専門職と連携した取り組みを推進していく必要があります。

また、肺炎死亡が県内 1 位、肺炎死亡は上昇傾向であるので、誤嚥性肺炎予防の取り組みが必要です。

○ 令和 7 年度の取り組み内容（課題解決と改善方法等）

保健事業（国保、後期高齢）と介護予防事業（健口、栄養ステーション含む）を一体的に実施できる事業の展開を図ります。

・ 10 月 25 日 市民公開講座

「（予定）美味しく食べて飲み込める体づくり」として講座を開催します。

・ 誤嚥性肺炎予防の取り組み

口腔機能の維持向上のための普及啓発、歯科検診や歯科受診を推進します。

食生活習慣の改善を図ることで、生活習慣病重症化予防や低栄養予防等栄養改善の取り組みを行い、健康の維持向上を推進します。

(2) 令和6年度決算報告並びに令和7年度の予算について

介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）過去の決算及び令和7年度予算の概要

- 1 令和6年度国東市介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の決算は、歳入総額が、対前年度比 19.2%増の 50,125,187 円、歳出総額が、19.2%増の 50,123,936 円で歳入歳出差引額は、1,251 円となり、繰越金として令和7年度に繰り越すこととなっています。

【決算の状況】

区分	R6年度①	R5年度②	①と②比較	①②増減率
歳入総額	50,125,187	42,051,491	8,073,696	19.2
歳出総額	50,123,936	42,050,144	8,073,792	19.2
歳入歳出差引	1,251	1,347	▲96	

(参考)

R4年度	R3年度
48,508,486	48,313,128
48,507,075	48,311,442
1,411	1,686

- 2 令和6年度歳入の詳細については、介護予防サービス計画費収入が前年度と比較して 629,860 円の増となっています。また、一般会計からの繰入金が前年度と比較して 7,439,000 円の増となっています。これは歳出の一般管理費の増によるものです。

【歳入の詳細】

区分	R6年度①	R5年度②	①と②比較
介護予防サービス計画費収入	17,603,380	16,973,520	629,860
特例介護予防サービス計画費収入	57,460	52,560	4,900
一般会計繰入金	32,463,000	25,024,000	7,439,000
前年度繰越金	1,347	1,411	▲64
合計	50,125,187	42,051,491	

(参考)

R4年度	R3年度
17,291,100	17,036,210
65,700	92,070
31,150,000	31,133,000
1,686	51,848
48,508,486	48,313,128

3 令和 6 年度歳出の詳細については、一般管理費は前年度比 7,537,772 円の増となっています。これは職員の会計年度任用職員の人件費の増で令和 5 年度は 9 人、令和 6 年度は 11 人雇用しました。介護予防サービス事業費が、前年度比 536,020 円の増となっているのは、介護予防サービス計画委託料の増によるものです。

※一般管理費に含まれる項目

一般職員の給料、会計年度任用職員の報酬、手当や社会保険料、消耗品費、燃料費、修繕費、電話利用料、車検・定期点検手数料等、電算機器保守委託料、システム継続委託料、国保連伝送サービス利用料、研修会受講負担金等、自動車保険料、自動車重量税など

【歳出の詳細】

区分	R6年度	R5年度	①と②比較
一般管理費	47,384,656	39,846,884	7,537,772
介護予防サービス事業費（委託分）	2,739,280	2,203,260	536,020
合計	50,123,936	42,050,144	

（参考）

R4年度	R3年度
46,658,475	46,162,012
1,848,600	2,149,430
48,507,075	48,311,442

4 令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）の当初予算は、対前年度比 12.2%増(7,680,000 円増)の 69,953,000 円となっています。

【令和7年度予算（当初予算比較）】

区分	R7年度①	R6年度②	①と②比較	①②増減率
歳入総額	69,953,000	62,868,000	7,680,000	12.2
歳出総額	69,953,000	62,868,000	7,680,000	12.2
歳入歳出差引	0	0	0	

（参考）

R5年度	R4年度	R3年度
57,808,000	59,250,000	55,058,000
57,808,000	59,250,000	55,058,000
0	0	0

5 令和7年度当初予算 歳入の詳細については、介護予防サービス計画費収入を 596,000 円減額し、一般会計からの繰入金を 7,681,000 円増額しています。

【令和7年度 歳入詳細】

区分	R7年度①	R6年度②	①と②の比較	①②増減率
介護予防サービス計画費収入	15,126,000	15,722,000	▲596,000	▲3.8
特例介護予防サービス計画費収入	1,000	1,000	0	0
一般会計繰入金	54,825,000	47,144,000	7,681,000	16.3
前年度繰越金	1,000	1,000	0	0
合計	69,953,000	62,868,000		

(参考)

R5年度	R4年度	R3年度
16,683,000	16,683,000	16,393,000
1,000	1000	1000
41,123,000	42,565,000	38,663,000
1,000	1,000	1000
57,808,000	59,250,000	55,058,000

6 令和7年度当初予算 歳出の詳細については、一般管理費を 6,799,000 円の増額、介護予防サービス事業費（他の事業所への委託分）を 286,000 円増額し、全体で 7,085,000 円の増額となっています。

【令和7年度 歳出詳細】

区分	R7年度①	R6年度②	①と②比較	①②増減率
一般管理費	67,021,000	60,222,000	6,799,000	11.3
介護予防サービス事業費（委託分）	2,932,000	2,646,000	286,000	10.8
合計	69,953,000	62,868,000	7,085,000	11.3

(参考)

R5年度	R4年度	R3年度
55,449,000	56,366,000	51,217,000
2,359,000	2,884,000	3,841,000
57,808,000	59,250,000	55,058,000

(4) その他

国東市地域包括支援センターの設置体制（あり方）について

（１）全国、県内市町村の設置状況

【全国の地域包括支援センターの設置状況】

出典：地域包括支援センターの設置状況（厚生労働省資料）

毎年度 4月現在	包括力所数 ※サブセンタ ーランチ含 まず	委託	直営	委託先				備考※	
				社会福祉法 人	社会福祉 協議会	医療法人 等	その他	ランチ 設置数	サブセン ター 設置数
R3年度	5,270	4,190	1,080	2,262	754	751	423	1,688	347
		79.5%	20.5%	54%	18%	18%	10%		
R6年度	5,348	4,303	1,045	2,319	760	770	454	1,610	301
		80.5%	19.5%	54%	18%	18%	10%		

- ・地域包括支援センターは、令和6年度4月現在で全国に5,348カ所。また、設置数は年々少しずつ増えている。
- ・地域包括支援センターの運営形態は、市町村の直営が2割、委託型が8割。
委託型が増加傾向

※「ランチ」本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受けセンターにつなぐための窓口

※「サブセンター」本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所

【大分県内の地域包括支援センターの設置状況】

変更なし

出典：県高齢者福祉課資料

毎年度 4月現在	包括力所数 ※サブセン ターラン チ含ま ず	委託	直営	委託先				備考※	
				社会福祉 法人	社会福祉 協議会	医療法人 等	その他	ランチ 設置数	サブセン ター 設置数
R5年	61	57	4	28	14	15		11	1
		93%	7%	49%	25%	26%			
R7年	61	57	4	28	14	15		11	1
		93%	7%	49%	25%	26%			

(2) 委託が可能な業務の状況

※ 地域包括支援センター4 業務の内、2 業務が委託可能となっている)

《地域包括支援センターの必須 4 事業》

◎指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント：介護予防プランの作成

◎総合相談支援業務：地域の高齢者に対して、初期から継続的・専門的に相談支援を行い地域のサービス等に繋げる。

- ・権利擁護業務：高齢者虐待防止及び対応、消費者被害対応、判断能力を欠く人への支援
- ・包括的、継続的ケアマネジメント支援業務：地域の基盤を整えるとともに、各介護支援専門員のサポート

① 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント

【介護予防プラン作成（作成先内訳）R7 年 5 月実績分】

	プラン数	割合
包括（支援 1、2の方）	288	70.6%
包括（事業対象者）	65	15.9%
委託事業者	51	12.5%
指定事業者	4	1%
合計	408	

- ・委託事業者は 9か所（市内 6 か所、市外 3か所）
- ・指定事業者は 1 か所、はるかぜ介護保険サービスセンター

◎ 指定介護予防支援事業及び介護予防マネジメントは、要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるように支援するもの（プラン作成等）で、包括から指定居宅介護支援事業所に一部委託が可能であり、また指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて実施することも可能であることから、今後も引き続き委託を受ける意向等について、市内の指定居宅介護支援事業者へ聞き取りを行うこととします。

② 総合相談支援業務

- ・委託実績なし（指定居宅介護支援事業者等に一部委託可能）

◎ 地域の高齢者や家族介護者に対して、初期の段階から継続的・専門的に相談支援を行い、地域における様々なサービス等につなげる支援で、地域の指定居宅介護支援事業者等に一部委託が可能であることから、委託を受ける意向について、市内の指定居宅介護支援事業者へ聞き取りを行うこととします。

国東市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成 19 年 3 月 29 日

規則第 16 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市附属機関設置条例（平成 19 年国東市条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、国東市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの担当する圏域の設定事項の承認に関すること。
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更事項の承認に関すること。
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付、介護予防ケアマネジメントに係る事業の実施に関すること。
- (4) センターが予防給付、介護予防ケアマネジメントに係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の承認に関すること。
- (5) その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第 3 条 運営協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 運営協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し運営協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営協議会)

第 5 条 運営協議会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて運営協議会に関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項はその都度、委員長が定める。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第27号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平20規則27・1部改正)

(1) 保健福祉分野

- ・老人クラブ連合会代表者
- ・民生児童委員代表者
- ・女性団体連絡協議会代表

(2) 医療保健分野

- ・医師会代表者
- ・歯科医師会代表者
- ・市民病院代表者
- ・東部保健所国東保健部代表者